



平成30年度 第2期硬質プラスチック再資源化業務委託

実施設計書

委託番号 2018074500

履行場所 加東市上中753-1(加東市リサイクルヤード)

委託内容 硬質プラスチック再資源化業務

委託業務設計書

件名: 平成30年度第2期硬質プラスチック再資源化業務委託

合計金額 ¥ -

(上記金額には消費税 円を含みます。)

	単価	見込	小計(単価×見込)	備考
運搬業務費	円/回	9回		
処理業務費	円/t	16 t		
小計	1 式			
消費税相当額	8 %			
合計金額	1 式			

(円)

入札は合計金額により行いますが、契約については単価で契約します。
なお、上記「見込」はあくまで予定数量であるため、実際の数量ではありません。

平成30年度第2期硬質プラスチック再資源化業務委託仕様書

本仕様書は、加東市が分別回収した硬質プラスチック（以下「硬質プラ」という。）を、固形燃料（以下「RPF」という。）として再資源化し燃料に利用する企業等（以下「再資源利用者」という。）に引き渡すための業務（以下「委託業務」という。）について、その内容を定めるものとする。

1. 委託名称

平成30年度第2期硬質プラスチック再資源化業務委託

2. 委託期間

平成30年7月1日から平成31年3月31日までとする。

3. 委託の内容

(1) 業務概要

市がじん芥車（市が委託した車両を含む。）で収集した硬質プラを、加東市リサイクルヤード（加東市上中753-1）で受託業者が積替えて、再資源化等業務を行う施設（以下「再生処理施設」という。）へ運搬し、計量・選別の上で良質のRPFに再資源化し、適正に保管した上で再資源化物利用者に引き渡す。

(2) 硬質プラスチックの引渡

加東市リサイクルヤード内で、受託者が積替えを行う。積込用の器材は市所有の重機（ショベルローダー）を貸し出すこととする。

硬質プラの引渡は、原則として加東市リサイクルヤードが満杯になり次第行うものとし（約1ヶ月に1回の頻度）、引渡の判断は市が行い、受託者に指示を行う。なお、引渡日時は双方協議の上で決定することとする。

(3) 運搬業務

受託者が加東市リサイクルヤードから硬質プラを再生処理施設に運搬する。

（1回あたりの搬出量は、1,500kgから2,000kg程を見込む。）

(4) 計量・選別業務

引き取った硬質プラを計量し、良質のRPFにするよう選別を行う。

また、選別後の残渣物は受託者において適正に処分すること。

(5) 成形・保管業務

選別した硬質プラをRPFに成形し、受託者の保管施設で適正に保管を行うこと。

(6) 引渡業務

成形した R P F を再資源化物利用者に引き渡すこと。

(7) 計量・報告業務

硬質プラの搬入量、固形燃料化量及び不適合物量を計量し、翌月の 10 日までに市へ報告書を提出する。また、硬質プラを再保管施設から搬出する場合、搬出量の確認を行い、市へ報告を行うこと。

4. 委託業務の条件、遵守事項等

(1) 法令関係

本業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 4 条の規定を満たすほか、関係法令を遵守しなければならない。

(2) 市町間協議

施行令第 4 条第 9 号イの規定による市町間協議が整うこと。

(3) 運搬業務

運搬業務の実施に当たっては、再生処理施設までの運搬途中での積込み、荷下ろし、積替えは一切行わないこと。

(4) 選別業務

選別業務の実施に当たっては、市から引き取った以外の廃棄物と混合することのないよう十分に配慮すること。

(5) 業務の確認

市が業務内容の説明、再生処理施設の現地確認を求めたときは、ただちに応じなければならない。

5. 引渡見込数量

約 16 トン（市の排出状況により増減することがある。）

6. 内訳書の作成

前記全てを加味し、見込数量に見積単価を乗じた合計金額（業者決定用）と運搬及び処理業務費の単価（単価決定用）を算出し、作成すること。契約相手は、入札合計金額が最も低い者に決定する。

7. 入札価格及び委託料

内訳書の価格は消費税を含まないものとする。委託料は単価契約とし、月ごとに引き渡した重量と収集回数に契約単価を乗じた額とする。

8. 処理施設等の提出

受託者は契約締結後に、再生処理施設の施設名、住所、位置図等の写真を提出するものとする。

9. その他

- (1) 受託者は、作業従事者の安全と一般交通の安全を確保しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施において、第三者との事故、紛争等が発生した場合は、受託者の責任において誠意を持って解決に当たるとともに、その経過等を発注者に報告しなければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、その他業務の実施に当たって疑義が生じたときは、別途、協議するものとする。